

広島県公営企業管理規程第八号

広島県公営企業聴聞等規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

広島県公営企業聴聞等規程の一部を改正する規程

広島県公営企業聴聞等規程（平成七年公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>広島県上下水道部聴聞等規程</p> <p>上下水道部長が不利益処分をするに当たって行う聴聞又は弁明の機会の付与に関する手続については、法令（条例及び規則を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、広島県聴聞等規則（平成六年広島県規則第七十二号）の規定の例による。</p>	<p>広島県公営企業聴聞等規程</p> <p>公営企業管理者が不利益処分をするに当たって行う聴聞又は弁明の機会の付与に関する手続については、法令（条例及び規則を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、広島県聴聞等規則（平成六年広島県規則第七十二号）の規定の例による。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。